

# 令和6年10月分から児童手当の制度が変わります

## 1. 高校生年代まで手当が受給できるようになります

手当の支給対象が18歳になった日以降最初の3月31日までの児童に拡大します。

高校生年代(H18.4.2～H21.4.1生まれ)の児童を養育している人は、令和6年10月分から支給対象となります。

高校生年代の児童のほかに、中学生以下の児童を養育していない場合は、新規申請が必要です。(公務員の方は勤務先で申請してください。)

令和6年9月2日(月)から申請の受付を開始しています。令和7年3月31日(月)までに申請すると、令和6年10月分に遡って支給します。

	令和6年9月末まで	令和6年10月分から
0～2歳	15,000円	15,000円
3歳～小学生	10,000円	10,000円
中学生	10,000円	10,000円
高校生年代	なし	10,000円
	所得制限あり	所得制限なし

第3子以降 15,000円 → 第3子以降 30,000円

## 2. 第3子以降の手当額が月額30,000円となります

請求者が養育している児童のうち、22歳になった日以降最初の3月31日までの児童を、生まれの早い順から数えて第1子・第2子・第3子…とカウントし、高校生年代までの第3子以降は支給金額が月額30,000円に増額します。

18歳年度末から22歳年度末までの児童をカウント対象とするには、①日常生活上の世話をしていること(別居の場合は定期的な面会・連絡があること) ②仕送り等で児童の生計費を負担していることの確認書の提出が必要です。監護相当・生計費の負担についての確認書は、富士宮市公式ホームページに様式がございます。H14.4.2～H18.4.1生まれの児童を含め、計3人以上の児童を養育している場合は、富士宮市公式ホームページからダウンロードしてお使いください。

## 3. 所得制限がなくなります

令和6年10月分からは所得制限が撤廃され、令和6年9月まで特例給付(児童1人あたり5,000円)を受給していた人は、支給額が増額します。また、所得制限により手当を受給していなかった人は、新たに手当を受給できるようになります。

令和4年から令和6年に、所得超過により受給資格消滅となった人は新規申請が必要です。

※令和6年9月2日(月)から申請の受付を開始しています。(公務員の方は勤務先で申請してください。)

令和7年3月31日(月)までに申請すると、令和6年10月分に遡って支給します。

## 4. 支給回数が年3回(4か月毎)から年6回(2か月毎)に変わります

令和6年12月から、偶数月(年6回)に前月・前々月の2か月分の手当を支給します。

## 5. その他

申請が必要な場合は、以下のいずれかでお手続きください。

申請方法により、必要な書類が異なります。詳細は下記連絡先までお問合せください。

- (1) 市役所1階こども未来課の窓口
- (2) 郵送
- (3) 電子申請(ぴったりサービス)

右記二次元コードから申請してください。

(申請にはマイナンバーカードが必要です。)



富士宮市役所こども未来課子育て支援係  
電話：0544-22-1146 (直通)